

IFRSニュース

Quarter 1 2019

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが国際財務報告基準 (IFRS) に関するさまざまなニュースを四半期毎にお送りします。話題のテーマや動向についての最新情報、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解や意見をお届けします。

2019年最初となる本号では、まず初めに、英国が離脱協定に合意しないまま欧州連合を離脱した場合に財務報告に与える影響を検討します。英国のEU離脱日である2019年3月29日が近づいていることから、英国と取引を行っている又は英国内で事業を展開している企業は、このシナリオについて真剣に検討する必要があります。

次に、IASBが最近コメントを募集している提案に目を向け、最近公表されたIFRS第9号「金融商品」及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」のテーマ別レビューについて考察します。本IFRSニュースの後半では、グラントソントンによるIFRS関連ニュースやさまざまな財務報告関連動向について説明します。

本号の末尾では、最近公表された最新の諸基準の適用開始日及び現在コメントを募集中のIASBの公表物一覧を紹介します。



Contents

2	英国の合意なきEU離脱が財務報告に及ぼす影響
5	IASBはIAS第37号の不利な契約の要求事項の明確化を検討
6	IFRS第9号及びIFRS第15号のテーマ別レビューの公表
9	グラントソントン関連のニュース
12	その他のトピック – 概要
14	新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日
16	コメント募集

英国の合意なきEU離脱が財務報告に及ぼす影響

英国が欧州連合 (EU) を離脱する2019年3月29日が刻一刻と迫る中、英国が主導する離脱協定を交渉できるかどうかについては依然として不確実性がある。

したがって、英国が、移行期間なく、世界貿易機関のルールに従いEUとの取引を直ちに開始するという「合意なき離脱」に至った場合の影響について検討する必要性は、これまで以上に経営者が考慮すべき重要なものとなっています。「ブレグジット」(英国のEU離脱)を英国固有の問題であると考えたくなるのは当然ですが、実際には、英国と取引を行っている又は英国内で事業を行っているすべての企業がこの問題を検討する必要があります。

ブレグジットから生じる不確実性及びリスクに関する開示は、欧州及びその他の国々の規制当局によって精査されることが予想されます。このことを踏まえ、特に、合意なき離脱というシナリオが現実のものとなる可能性に注目して、財務報告に及ぼす潜在的な影響のいくつかについて以下で検討します。

合意なき離脱というシナリオ

合意なき離脱というシナリオは、広範囲かつ即時の変化をもたらすことになるため、一般的に最も混乱を生じさせると見られています。このシナリオでは、移行期間が設定されない、北アイルランド(英国領である)とアイルランド共和国間の国境に関して合意に至らない、EUが英国の規制制度を承認しない、EUと英国の市民の権利に関して合意に至らない、及び英国はEUの国際協定に参加しないこととなります。英国は、2019年3月29日の中央ヨーロッパ時間午後12時から世界貿易機関のルールに従い直ちに取引を開始することとなります。

合意なき離脱というシナリオの分析では、(特に)以下の事項の潜在的な影響を考慮しなければなりません：

- 英国がEUの単一市場から離脱した場合に、英国の企業がEUの規制環境で事業を継続する能力
- 英国とEU間の関税の引き上げ。これは、増加したコストを顧客に転嫁することができない程度まで、企業のマージンに影響を与える可能性が高い。
- 追加の税関行政を含む他の非関税障壁及びコスト、並びに追加の規制上の要求に係るコスト
- 年度末における特定の税金及び繰延税金負債の計上並びにそれらを決済する企業の能力
- 英国と欧州の国境を通過して財の輸出入を行う際のリードタイムの長期化、及びそれが(例えば)製造工程に与える潜在的な影響
- 従業員の喪失の可能性又は従業員の雇用コストの増加
- 財又はサービスの需要に影響を与える英国やEUの市場における景気後退又は縮小

企業報告に与える影響

英国とEUが離脱協定を批准できるかが不確実であるということ、及びこれが影響を受ける企業の規制・経済環境にどのような結果をもたらすかを確認することが、プレグジットに関する主要な課題です。

例えば、万一合意なき離脱に至った場合には、EUで国境を越えて事業を行っている英国企業(又はその逆)にどのようなことが起こるのか?これは回答するのが容易でない非常に広範な質問であり、個々の事実及び状況に左右されます。しかし、こうした不確実性に最も影響を受けると予想される領域は、経営者の予測する能力に依拠する領域です。これには以下のものが含まれます(ただし、これらに限定されません)：

論点

提案

継続企業

継続企業について検討する際に、経営者は、将来(少なくとも報告日から12か月は必要であるが、それに限定されない)に関するすべての入手可能な情報を検討しなければならない。将来に関する判断及び仮定を行う際に、経営者は、「合意なき離脱」というシナリオの潜在的な影響を含め、財務諸表の発行の承認日までのプレグジットに関するすべての入手可能な情報を検討しなければならない。

財務諸表の発行の承認日に、批准した離脱協定について不確実性がある場合には、経営者は、合意なき離脱の影響を考慮したシナリオ分析を作成しなければならず、そのようなシナリオは企業に重大な影響を与える可能性がある

非金融資産の減損及び回収可能価額の算定

減損の検討を行う際に、プレグジットを巡る不確実性に関連するリスクはキャッシュ・フロー予測又は割引率のいずれかに織り込まれるが、その両方において当該リスクについて調整すべきではない。

経営者は、回収可能価額の見積りに用いる1つ又は複数の仮定についての合理的に考え得る変更により減損が生じる、又は資産若しくは資金生成単位の帳簿価額に重要な変動が生じると判断する場合には、その影響を財務諸表に開示しなければならない。

企業が合意なき離脱から生じるリスクに対して大きなエクスポージャーを有する場合には、経営者は、自らのシナリオ及び感応度分析に、そのような潜在的な結果に関する判断及び仮定を含めなければならない。

論点

提案

金融資産の減損

経営者は、プレグジットがIFRS第9号における予想信用損失の予測に与える潜在的な影響(個々の借手に関する信用リスクの増大の可能性を含む)を検討する必要がある。また、担保として差し入れた資産の評価についても考慮する必要がある。

IFRS第9号では特に、確率加重キャッシュ・フローを参照して予想信用損失を測定することを要求している。プレグジットにより信用損失が発生する確率が高まる場合には、これはIFRS第9号における予想信用損失に影響を与える。計算は、報告日現在の経営者の予想に基づいて行われなければならない。報告日後に生じる追加的な情報については修正を行わない。

資産及び負債の公正価値の算定 (観察可能なインプットが 限定されている又は 存在しない場合)

IFRS第13号「公正価値測定」におけるヒエラルキーのレベル3及び一部のレベル2の公正価値はいずれも、観察可能でないインプットを使用することを要求している。これらの観察可能でないインプットは、非金融資産の減損に関して上述したプレグジットを巡る不確実性とほぼ同様の不確実性に晒されている。

しかし、公正価値の見積りは、減損の検討の際の使用価値の予測に適用される内部管理の観点ではなく、資産又は負債の価格付けの際の市場参加者の観点を反映しなければならない。したがって、報告期間の末日後における市場参加者の見解の変化を反映するための修正は認められない。

税金並びに繰延税金資産及び繰延税金負債

現在、税金に関するEU指令(EU tax directives)により生じる免税措置や救済措置は多数あり、それらはEUに所在する企業が関与する取引に適用される。合意なき離脱のシナリオの場合には、これらの免税措置や救済措置の適用が停止される可能性が高いと思われる(これは、英国及びEUの企業の両方に影響を与える)。その場合には、必然的に過去に未認識であった繰延税金負債の認識を伴うことがある。

私どもの見解では、これは課税上の取扱いが変更された時にのみ生じるため、実際にプレグジットとなるまでは法人所得税の会計処理を行うことはない。

将来の税法に不確実性があるので、その間の最も適切なアプローチは、予想される将来の税金負債に関する不確実性を財務諸表に開示することである。

合意なき離脱に関する有効なシナリオ・プランニングの一環として、経営者は、発生する可能性のある潜在的な税金負債を可能な範囲で定量化しなければならない。重要性がある場合には、これらの潜在的な税金負債を、見積りの基礎となる不確実性とともに関示しなければならない。

また、経営者は、税金に関連する偶発負債の開示の必要性についても検討しなければならない。

英国とEUが離脱協定を批准できるかが不確実であるということ、及びこれが影響を受ける企業の規制・経済環境にどのような結果をもたらすかを確認することが、プレグジットに関する主要な課題である。

IASBはIAS第37号の不利な契約の要求事項の明確化を検討

IAS第37号は、不利な契約とは、契約による義務を履行するための不可避免的なコストが、当該契約により受け取ると見込まれる経済的便益を上回る契約であると定義している。

さらに、契約による不可避免的なコストは、契約から解放されるための最小の正味コストを反映し、それは契約履行のコストと契約不履行により発生する補償又は違約金のいずれか低い方であると述べています。

しかし、IAS第37号は、契約履行のコストを算定するにあたって、どのコストを含めるべきかを定めていません。特に、契約履行のコストが当該契約の履行の増分コストのみを含むのか、又は契約に直接関連する他のコストの配分も含むのかを定めていません。

この問題については見解が分かれており、重大な会計処理の相違が生じる可能性があります。IAS第11号「工事契約」の範囲に含まれていた契約が現在、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれているため、近年、本論点の重要性が高まっています。IAS第11号は、その範囲に含まれていた契約について不利な契約に係る引当金の識別を行う際に企業がどのコストを含めるのかを定めていましたが、IFRS第15号には対応する要求事項が含まれていません。これは、IFRS第15号の範囲に含まれる契約について、契約が不利かどうかを評価する際にIAS第37号を参照することになり、IAS第37号の文言の重要性が増すことを意味します。

これらの検討により、IASBは公開草案「不利な契約-契約履行のコスト」を公表するに至りました。IASBは、本公開草案を開発するにあたって、契約履行のコストの算定に対する2つのアプローチを検討しました：

- a 増分コスト・アプローチ
- b 直接関連コスト・アプローチ

直接関連コスト・アプローチは、当該契約があることにより企業が回避できないすべてのコストを含めるという点で、増分コスト・アプローチとは異なります。そうしたコストには、契約の増分コストと、契約を履行するために必要となる活動について生じる他のコスト(例えば、保険及び契約の履行に使用された工具の減価償却のコスト)の配分が含まれます。対照的に、一般管理費は、契約により相手方に明示的に請求可能である場合を除いては、契約に直接関連するものではありません。

本公開草案は、直接関連コスト・アプローチを反映した修正を提案しています。この主な理由の一つは、増分コスト・アプローチは、増分コストのみと比較したならば個々に収益性があると見込まれますが、共通のコストを含めたならば損失を生じるようないくつかのサービス契約を企業が有している場合に、不利な契約に係る引当金を識別できないことになるからです。

本公開草案に示されている経過措置では、この提案の遡及適用は要求されません。その代わりに、経過措置として、企業が本修正を最初に適用する日から遡及適用することが提案されています。これは、表示する最も古い期間の期首現在で修正案を実施するために必要とされる情報を企業が入手することは困難で高コストではありませんが、実際は実務上不可能(IAS第8号で定義)ではない場合があるという事実を考慮したものです。

グラントソントンの見識

IASBは、「履行のコスト」の意味を明確化することにより、不利な契約に関する要求事項の適用における既存の不統一が減少することを期待しています。

しかし、契約に直接関連する他のコストも含める方針への変更は、企業が不利な契約を早期に認識する結果を生じる可能性があります。影響を受ける契約には、長期のサービス契約が含まれる可能性があります。

IFRS第9号及びIFRS第15号の テーマ別レビューの公表

英国財務報告評議会 (FRC) は、IFRS第9号「金融商品」とIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用に関する2018年の期中報告書における開示のテーマ別レビューを公表した。

本報告書には、IFRS第9号とIFRS第15号への移行を進めている企業 (例えば、事業年度末が2019年6月又は2019年9月である企業) が直接使用するだけでなく、すべての企業に役立つと思われる多数の良い開示例及び留意点が含まれています。

2つの報告書で提起された点のいくつかについて、以下でその概要を説明します。

IFRS第9号「金融商品」

移行時の留意点

IFRS第7号には、IFRS第9号の適用時に要求される追加的な移行時の開示が多数含まれています：

- IFRS第9号への移行に伴って生じる繰延税金への影響を検討し、重要性がある場合には開示する必要がある。
- 企業は、ヘッジ文書化を更新し、新しいヘッジの要求事項の適用に関する既存のヘッジ有効性を評価する必要がある。

- IAS第39号に基づいてオプションの本源的価値のみをヘッジ手段に指定していた場合には、オプションの時間的価値について、期首の資本を修正することが要求される。
- 企業は、IFRS第9号の適用時に採用した主な仮定について説明しなければならない。
- 企業は、IAS第39号とIFRS第9号との間の重要な相違について説明し、可能な場合には、定量化しなければならない。

分類及び測定

分類及び測定について説明する際、本報告書は企業が以下の事項を行うことを提言しています：

- 決まり文句の使用又はIFRS第9号からの直接の引用を避ける。
- 資産又は負債を測定区分に指定している場合には、それらがどのように指定に関する要件を満たしたのかを説明しなければならない。

- 会計方針を開示する際に、IFRS第9号における分類の要求事項の主要な要素 (条件変更、分類変更、認識及び認識の中止を含む) を取り上げることに留意する。

方針及び方法論

方針及び方法論について説明する際、本報告書は以下のことを提言しています：

- 企業は、決まり文句の使用又はIFRS第9号からの直接の引用を避ける。

- 重要な製品分野又は事業分野について予想信用損失をモデルとするアプローチの相違を財務諸表利用者が理解できるよう、方針は十分に詳細なものでなければならない。

代替的な経済シナリオの影響

予想信用損失の計算に関する代替的な経済シナリオの影響について説明する際、本報告書は企業が以下の事項を行うことを提言しています：

- 代替的な経済的結果を一定範囲の生じ得る結果からどのよ

- うに選択しているかを説明し、シナリオへのウェイト付けについて記述する。
- 中心シナリオの決定に使用される主要な経済変数を開示する。

銀行以外の企業

本報告書の作成のためのレビュー対象となった企業の多くは銀行でしたが、本報告書は法人企業にとってもさまざまな重要な問題を提起しています。本報告書は、IFRS第7号「金融商品：開示」の開示要求がIFRS第9号により拡充されていることを観察するとともに、以下の事項に言及しています：

- 経過的な開示要求の多くは法人に対して要求されないものの、企業は影響が重大でない理由を説明することが依然として期待される。
- 企業は、金融商品の区分を見落とさないよう、又はIFRS第9号が何の影響も及ぼさないと簡単に決めてかからないよう

年度末の開示を作成する際に企業が検討すべき主要ポイント

本報告書は最後に、IFRS第9号における年度末の開示要求は、期中報告目的で要求されるものと比べて、より広範囲に及ぶと述べており、企業が以下のことを確実に実施するよう、次の会計年度末の報告サイクルにおいて時間をかけることを奨励しています：

- 移行の影響についての説明は包括的で、年次報告書に開示される他の情報に関連している。

注意しなければならない。例えば、IFRS第9号の減損の要求事項は、IFRS第15号の契約資産を含めるようその適用範囲が拡大されており、共同支配企業への貸付金（親会社の場合には子会社への貸付金）に適用される。

- IAS第39号に基づいて認識の中止を生じなかった従前の金融負債の条件変更（例えば、認識の中止を生じなかった借入金（の借換え））についての会計処理の再検討が必要となる。従来の実務では、変更後の条件及び発生したコストについて将来において金利を調整していたが、IFRS第9号では、当初の実効金利を用いて利得又は損失を認識しなければならない。

- 会計方針に実施した変更を明確に記述し、企業固有の情報を伝える。
- 開示は、利用者が事業及び主なポートフォリオへの影響を理解できる程度に詳細である。
- IFRS第9号の分類及びヘッジの要求事項の基礎となる事業モデル及びリスク管理戦略と明確に関連している。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

上述したIFRS第9号のテーマ別レビューと同様、IFRS第15号に関する本報告書には、多数の適切な開示例及び留意点が記載されており、それらはすべての企業に役立つと思われます。しかし、概要レベルで、本報告書の主要な発見事項は、以下の開示が改善される可能性があるというものです：

- 認識された移行時の調整に関する情報、及び当該調整と会計方針の変更との関連づけ
- 変更の理由及び新しい会計方針に到達する際の経営者の判断を含む、会計方針に実施した変更についてのより明確な説明

移行時の調整

本報告書は、レビューで特定された以下の主要な論点を識別しています：

- 企業の中には、採用した移行方法について何も開示していない企業があった。
- 修正遡及アプローチを適用した企業の移行時の調整の開示について、意味のある説明が欠如していた。
- 移行時の調整は定量化され、影響を描写する区分に分解開示されているものの、関連する説明が示されていなかった及び／又は使用された区分の記述が明確でなかった。
- 移行時の調整は定量化され、関連する説明が開示されていたが、会計方針の変更又は財務諸表の表示科目に対する影

- 履行義務及びその充足の時期（すなわち、支配が顧客に移転するとき）を決定する際に行った判断を含む、履行義務に関する情報
- 契約資産及び契約負債などの新しい項目に関する会計方針の開示を含む、財務諸表に与える影響

これらの領域については次ページで詳細に検討します。

響と適切に関連付けられた開示がなされていなかった。

FRCは、移行方法を問わず、企業が今度の年次報告書に移行時の調整に関する十分な情報を確実に含めるようにすることを期待していると述べています。これには以下のことが含まれる可能性があります：

- 適用する移行方法について説明すること
- 影響を受ける区分に調整を分解すること
- 上記の2つを、会計方針の変更や実務上の変更など、IFRS第15号の影響に関する検討に関連付けること

会計方針の変更

この領域で識別された主な論点は以下のとおりでした：

- 企業は、古い会計方針と比較せずに新しい会計方針を開示しているため、変更内容について説明していない。
- 変動対価の制限の適用を含め、変動対価及びその会計処理方法についての説明が不十分であるか又は混乱を招くものである。
- 収益が認識される時期についての記述が十分でなく、不明

履行義務

この領域で識別された主な論点は以下のとおりでした：

- 履行義務がどのように決定されるのか、及びいつ充足されるのかについて、一定の判断を伴うような事項についての開示が欠如している、不完全である、又は明確でない。
- 一般的で、多くの場合にIFRS第15号から直接引用された決まり文句を使用している。

履行義務について説明する場合のアドバイス：

- 開示される情報は、経営者による説明における事業モデルの開示に追加し、整合させるようにする。

財務諸表に及ぼす影響

FRCが特定した財政状態計算書に関する主な論点は以下のとおりでした：

- 企業は、財務諸表において重要な契約残高を認識しているにもかかわらず、IFRS第15号への移行が貸借対照表に与える影響について説明していない。
- 契約資産及び契約負債に関する会計方針の開示が欠如している。

企業が年度末の開示を作成する際に検討すべき主要ポイント

IFRS第9号に関するテーマ別レビューと同様、FRCは、企業が年度末の報告に先立って、以下のことを確実に実施するよう時間をかけることを奨励しています：

- 移行の影響についての説明は理解が可能なものであり、年次報告書に開示される他の情報に関連付ける。
- 会計方針の変更（これらの変更の理由及び関連する判断を

瞭な決まり文句となっている（例えば、「支配が移転する時期」）。

- 企業は、一定の期間にわたり充足される履行義務の測定についてインプット法又はアウトプット法が用いられていることを開示しているが、実際に用いられている方法とその妥当性を明確に開示していない。
- 契約資産又は契約負債の残高が重要であるにもかかわらず、契約資産及び契約負債に関する方針を開示していない。

- 経営者による説明と財務諸表との間で相互参照する方法を検討し、首尾一貫した言葉遣いを目指す。
- 履行義務を決定する際に行った判断について説明する。
- 履行義務が一定の期間にわたり充足される場合には、履行義務が一定の期間にわたり充足されるかどうかを決定するIFRS第15号における3つの要件のうち、どれが目的適合性があるかを明確にする。

- 重要な不利な契約に係る引当金を計上している企業が、これらの契約の会計処理に関するガイダンスの変更を認識していない。
- IFRS第15号とIFRS第9号との間の相互の関連性（すなわち、予想信用損失に係る引当金の要求事項が契約資産にも適用されること）に言及していない。

含む）について明確に記述し、企業固有の情報を伝える。

- 履行義務及びそれを顧客に引き渡す時期を決定する際に行った判断を識別し、説明する。
- 契約資産及び契約負債に関する会計方針を含め、財務諸表に与える影響についても検討する。

Daniel CivitがIFRS諮問会議のメンバーに任命される



フランスのメンバーファームのパートナーであり、フランス会計実務グループの責任者であるDaniel Civitが、IASBに助言を提供するIFRS諮問会議のメンバーに任命され、2019年1月1日から業務を開始した。

Danielは、12名の新しい諮問会議メンバーの一人として、IFRS財団の戦略的方向性、技術的な作業計画及び優先事項に関する助言を行います。

Danielが任命されたこと、心からお祝い申し上げます

Insights into IFRS 16

2019年1月1日から適用されるIFRS第16号「リース」は、リース会計に根本的な変更をもたらしている。本基準は、借手が使用権資産及びリース負債を認識することにより、「貸借対照表で」リースの会計処理を行うことを要求している。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの新シリーズである「Insights into IFRS 16」は、IFRS第16号の主要な領域の概要を示し、必要となる変更に関する支援を行うことを目的とするものです。前四半期に本シリーズの4つの刊行物が公表されました。以下のウェブサイトから、本刊行物を入手することができます：https://www.grantthornton.jp/library/ifrs/Insights_into_IFRS16/

Issue 1: 割引率に関する理解

IFRS第16号「リース」では、割引率は、借手のリース負債の測定に用いるリース料の現在価値を算定するために決定することが要求される。また、割引率は、貸手のリースの分類を決定し、貸手の正味リース投資未回収額を測定するためにも使用される。

本号では、割引率を算定するにあたり、IFRS第16号で定められた代替的処理方法について検討し、それらを理解する助けとなるよう私どもの見解を示している。

Issue 3: リースの定義

IFRS第16号は、リースの定義をIFRIC第4号の現行の評価から変更し、この新しい定義の適用方法に関するガイダンスを示している。その結果、現在、リースを含んでいない一部の契約は、IFRS第16号ではリースの定義を満たすことになり、その逆の場合もある。

本号は、新しいリースの定義、及び契約がリースである又はリースを含んでいると判断するために必要な主要な3つの評価について説明している。

Issue 2: 期中報告期間

IFRS第16号は、2019年1月1日以後開始する事業年度（当該日以後開始する期中報告期間を含む）から適用しなければならない。

本号は、当該期中報告期間におけるIFRS第16号の適用及びIAS第34号の要求事項と比較した場合に生じる可能性のある差異について検討している。

Issue 4: リース期間

IFRS第16号に基づいて正確なリース期間を決定することは重要である。第一に、リース期間が長いほど、借手の使用権資産及びリース負債は大きくなる。次に、リース期間の長さにより、リースが短期リースに係る免除規定の適用に適格であるかどうか決定される。最後に、IFRS第16号には、リースを延長する又は解約するオプションの対象期間の処理方法に関する追加的な適用指針が示されている。こうした詳細なガイダンスが役立つ可能性はあるが、それは、リース期間を決定する際に検討すべき事項が他にもあることも意味する。

本号は、リースの開始日にリース期間を決定すること及びリース期間を見直すべき時期についての重要な側面を説明している。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが ディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」に関する コメントレターを提出

私どもはディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」に関するコメントレターを提出した。本ディスカッション・ペーパーは、企業が発行した金融商品に関して提供する情報をどのように改善できるかを検討し、資本と負債を区別するための新しい方法を提案している

本ディスカッション・ペーパーは、金融商品は、以下のものを含んでいる場合には金融負債に分類することを提案しています：

- a 現金又は他の金融資産を清算時以外の所定の時点に移転する回避不可能な契約上の義務、及び／又は
- b 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する回避不可能な契約上の義務

これら2つの特性のうちの1つ目は「時点特性」という名称を付されており、義務の期限が到来した時に、企業が義務を履行するために必要とされる現金（又は他の金融資産）を企業が有することになるかどうかを財務諸表利用者が評価するのに役立つ情報を取得することを意図しています。2つ目の特性は「金額特性」という名称を付されており、企業がある時点で義務を履行するための十分な経済的資源を有しているかどうか、及び企業が請求権により達成する義務を負っているリターンを充足するための十分なリターンを経済的資源に対して生み出しているかどうかを財務諸表利用者が評価するのに役立つこととなります。

私どもは、コメントレターにおいて、本ディスカッション・ペーパーにおける提案を支持しないと述べています。というのは、当該提案から得られる便益より、私どものクライアントにとってのコストの方が上回ってしまうと考えているからです。

私どもは、金融商品を負債又は資本に分類するかは、多くの関係者に疑問を提起する複雑な領域であり、既存の要求事項を改善できるかどうかを判断するために見直しを行うことは必要であると認識しています。しかし、IAS第32号の既存の要求事項は概ね私どものクライアントが適用できるものであると感じています。IASBが限定的で対象を絞った修正を行うこと及び／又はIAS第32号にガイダンスを追加することに異論はありませんが、本ディスカッション・ペーパーの提案はそれらを超えるものであり、本基準を根本的に見直すことは、私どもは必要でないと考えています。

しかしながら、私どもは、本ディスカッション・ペーパーは、有益であると思われる対象領域において追加的なガイダンスを提供するように修正できる有用な研究資料であると考えています。

金融商品の専門家による支援グループにスポットライトを当てる

グラントソントンにおける金融商品の専門家による支援グループ (FISSG) が、ネットワーク全体の金融商品の領域における首尾一貫した、かつ、高品質なIFRSの適用を促進するために設立された。

FISSGは、メンバーファームが各々の金融商品に関連する会計上の論点を公開討議するための場を提供しています。また、IASBが公表した協議文書を含め、選択された論点に関するグローバルIFRSチームへのインプットも提供しています。本IFRSニュースでは、米国のメンバーファームのグラントソントンLLPの代表であるGraham Dyerにスポットライトを当てましょう。

Graham Dyer



Grahamは、米国のメンバーファームの会計原則グループにおいて、金融商品に対する投資、連結及び企業結合に関する会計処理に焦点を当て、専門的な問題に関する助言を監査チーム及びクライアントに行っています。

Grahamは、FASBの信用損失に関する移行リソース・グループ、IASBのIFRS第9号の減損移行グループ、米抵当銀行協会の財務管理委員会及びグラントソントン・インターナショナルの金融商品ワーキング・グループを含む、複数のテクニカルな問題を取り扱う委員会に貢献してきました。さらに、AICPAの預貯金取扱金融機関 (Depository Institutions) の専門家パネル及びGPPC (Global Public Policy Committee) の銀行ワーキング・グループのメンバーでもあります。

Grahamは、グラントソントンで現職に就く以前は、オプションズ・クリアリング・コーポレーション (OCC) の主任会計官室で専門会計官 (Professional Accounting Fellow) を2年間務めました。そこでは、OCC内の主任会計官室を代表し、また、FASB及びSECなどの外部機関を代表し、金融商品の減損及びmortgage purchase programsに関するFASB/IASBの共同の審議事項を含むさまざまな問題に関与しました。さらに、パーゼル銀行監督委員会の監査サブグループのOCC代表も務めました。

グラントソントンがサステナブル・ファイナンス・グループに参加

サステナブル・ファイナンス・アジェンダは、低炭素、気候対応力及び資源効率経済への移行に取り組むため、今後数年間、欧州委員会が優先する政策である。測定、会計処理、報告及び検証はすべてこのアジェンダの重要な部分を形成することになる。



したがって、ヨーロッパ会計士連盟は、この主題が会計専門職に与える影響を検討し、適切な場合には、EU政策に関する作業に取り組むためのサステナブル・ファイナンス・グループを設置しました。

本グループにおいてグラントソントンを代表するのは、英国のメンバーファームのディレクターである Paul Hollandです。Paulは、英国における多くの大手企業に対して、主要なサステナビリティの側面の識別、測定、報告及びアシュアランスを含むサステナビリティ・サービスの提供に豊富な経験を有しています。

レイモンド・シャボット・グラントソントンがIFRSの開発に関するウェビナーを開催

レイモンド・シャボット・グラントソントンは2018年12月に、クライアントや取引先に向けてIFRSの開発に関するウェビナーを開催した。

Louise Roy, Diane Joly及びBrian Tomanが(フランス語で)プレゼンテーションを行いました。3人は皆、シニア・マネージャーであり、レイモンド・シャボット・グラントソントンのRisk Management and Accounting Research Departmentのメンバーです。このウェビナーでは、IASB、IFRS解釈指針委員会(IFRIC)及びカナダの規制当局が過去1年間に行ったIFRS関連活動、並びに仮想通

貨に関連する実務上の問題点についての概要が示されました。以下のウェブサイトからウェビナー(フランス語)をご視聴いただけます。または、ウェビナーで使用されたプレゼンテーション(フランス語)をダウンロードできます:

<https://www.rcgt.com/fr/nos-conseils/actualites-ifrs-webinaire-nouveautes-2018/>

Navigating the Changes to IFRS:CFO向けガイド

グローバルIFRSチームは「Navigating the Changes to IFRS:CFO向けガイド」の2018年版を公表した。

本刊行物は、企業の将来の財務報告に影響を与えるIFRSの最近の変更に関して、最高財務責任者(CFO)の方々にハイレベルでの認識を有していただくことを目的として作られたものです。本刊行物は、新たに公表された基準や解釈指針と既存の基準や解釈指針に行われた修正の両方を取り上げて、それぞれについて簡単に説明しています。

2018年版は、2017年12月1日から2018年11月30日までに公表されたIFRSの変更部分を取り上げています。

本刊行物は、2018年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日及び2019年3月31日の決算期を対象としています。

以下のウェブサイトから本刊行物を入手することができます:<https://www.grantthornton.global/en/service/Assurance/ifrs/> または、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口にお問い合わせ下さい。



その他のトピック – 概要

IASB

IASBはIFRS第17号の修正を検討

IFRS第17号「保険契約」の発効日を2022年まで1年間延期するという提案を11月に決定したこと、及びそれに関連して適格な保険会社に対してIFRS第9号「金融商品」の発効日を延期するという提案を受けて、IASBボードはIFRS第17号について議論するために12月に再び会合しました。

議論の焦点は、IFRS第17号に関する適用上の課題及び懸念を取り上げた2018年10月のペーパー（IASBスタッフが審議会で取り扱うことを検討すべきであると考えられる25の論題が識別されています）のフォローアップに当てられました。IASBの12月のボード会議では、これらの対象とされる論題のうち、13件が取り上げられ、1つの論点について勧告を行い、もう一つの論点は延期し、その他については取り扱わないことで合意しました。

IFRS第17号の修正が決定した論題は、財政状態計算書における保険契約の表示に関してです。IFRS第17号では現在、資産ポジションにある契約グループを負債ポジションにある資産グループと区分して表示することを要求しています。IASBには、この要求事項の適用は運用上困難であり、多額のコストがかかりますが限定された便益しかもたらされないとの意見が寄せられています。したがって、これに対処するためにIFRS第17号の修正を提案することを決定しました。

IASBは1月に、IFRS第17号におけるモデルの結果に関する論点に焦点を当てるとともに、引き続き当該基準に係る議論を行い、以下の3領域に的を絞った改善を提案することを決定しました：

- 契約コストの認識（契約の境界線外の更新契約に係る保険獲得キャッシュ・フロー）
- 保有している再保険契約（これらに関する主なモデルの免除の範囲拡大）
- 契約上のサービス・マージンの純損益への配分

IASBボードは、2月と3月に行われる会合で議論を継続することになっており、今年半ば頃に、狭い範囲の修正案に関する協議文書を公表する予定です。

IASBはIFRS第13号の公正価値測定に関するレビューを完了

IASBは、IFRS第13号「公正価値測定」の適用後レビュー（PIR）を完了しました。IASBは、新しい諸基準が世界各国で2～3年間使用された後、当該基準のPIRを行い、当該基準が期待通りに機能しているかどうか、及び当該基準で企業に提供を求めている情報が財務諸表利用者にとって有用であるかどうかを検討します。

IFRS第13号のPIRは、当該基準の要求事項は意図したとおりに機能しており、企業が当該基準を適用して提供する情報は投資者にとって有用であることを示しました。また、IASBは、IFRS第13号を適用しても予想外のコストが生じていないと結論付けました。IASBは現在、的を絞った基準レベルの開示レビューに関するプロジェクトにおいて公正価値測定の開示に係るフィードバックについてフォローアップを行っています。これはIASBの「財務報告におけるコミュニケーションの改善」に関する作業の一環です。

私どものような利害関係者と協議した結果、PIRでは、IFRS第13号で企業が適用することを求められる判断に関連するいくつかの問題が指摘されました。しかし、PIRを通じて収集された証拠により、企業はこれらの問題の解決策を見出していることが示されました。

企業報告の開発

サステナブル・ファイナンス

欧州委員会が2018年7月に設置したサステナブル・ファイナンスに関するテクニカル専門家グループは、企業の気候関連情報の開示に関する初めての報告書を公表しました。

本報告書には、金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォースの提言及びサステナブルな経済活動の「タクソノミ」に関する欧州委員会の提案と一致するよう、特に気候関連情報を参照して非財務報告に関する拘束力のないガイドラインを更新することを欧州委員会に認める提言が含まれています。本報告書には、気候変動が企業の業績にどのような影響を与える可能性があるかだけでなく、企業自身が気候変動に与える影響についても開示する提案が含まれています。

環境、社会及びガバナンスの問題に関するIOSCOのステートメント

証券監督者国際機構 (IOSCO) は、発行者が投資者の意思決定に重要性がある情報を開示する際に、環境、社会及びガバナンスの問題を含めることを検討することの重要性を示すステートメントを公表しました。

人工知能及び企業報告

英国の財務報告ラボは、テクノロジーが企業報告の作成、配布及び利用にどのような影響を及ぼす可能性があるのかを検討した一連の報告書の最新版を公表しました。

本報告書「人工知能-効果を発揮するのか?」は、人工知能とは何か、人工知能を企業報告においてどのように使用するのが適切であるかを説明し、現時点で考え得る人工知能の使用法のいくつかを検討しています。

欧州

欧州委員会がESEF規制を承認

欧州委員会は、欧州単一電子フォーマット (ESEF) に関するESMAのドラフトを委任規則 (Delegated Regulation) として採択しました。

欧州単一電子フォーマットは、EUの規制市場の発行者が2020年1月1日から年次財務報告書において作成を求められる電子報告フォーマットです。すべての年次財務報告書は、XHTMLで作成しなければなりません。XHTMLは標準的なWebブラウザで開くことができ、発行者が意図したとおりに作成し表示することができます。年次財務報告書にIFRS連結財務諸表が含まれている場合には、これらにXBRLの「タグ」付けをし、その開示を構造化し、コンピューターによる判読を可能にしなければなりません。

委任規則としては、この法令はまだ施行されていません。欧州議会及び欧州連合理事会は依然として、この法令の施行を妨げるような異議を唱える可能性があります。

EFRAGが非交換移転 (non-exchange transfers) の会計処理について検討するためにディスカッション・ペーパーを公表

欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) は、ディスカッション・ペーパー「非交換移転 (NET) : 社会的便益 (societal benefit) の役割とは?」を公表しました。

本ディスカッション・ペーパーは、企業が、交換としてほぼ同等の価値を直接与える (又は受け取る) ことなしに価値を受け取った (又は与える) 移転の会計処理について検討しています。NETには賦課金及び政府補助金が含まれます。

本ディスカッション・ペーパーにおいて、EFRAGはこれらの移転を報告するための包括的なアプローチについて調査しています。本ディスカッション・ペーパーは、NETは「社会的便益」という目的に動機づけられる可能性があることを指摘しており、この概念をNETの会計処理においてどのように使用することができるかを考察しています。

銀行

銀行及び住宅金融組合に関するIFRS第9号の開示

英国では、予想信用損失開示タスクフォース (DECLタスクフォース) が、初めての報告書「包括的なIFRS第9号の予想信用損失開示に関する提言」を公表しました。

DECLタスクフォースは、作成者と投資者・アナリストとの間で結ばれたパートナーシップであり、発生損失モデルをIFRS第9号の予想信用損失 (ECL) モデルに置き換えることは、会計処理の根本的な変更を表すという事実を認識して編成されました。DECLタスクフォースは、情報の空白が生じず、ECLが「ブラックボックス」とみなされないようにするためには、効果的な開示が不可欠になると考えています。

DECLタスクフォースの最初の報告書は、適度に詳細で的を絞った包括的な一連の開示に含めるべき情報についての概要を示す提言を策定しています。本報告書は英国の大手の銀行及び住宅金融組合を対象としていますが、この提言はより広範な銀行や住宅金融組合にとっても役立つであろうとDECLタスクフォースは考えています。今後、一連の短い追加報告書の公表が計画されており、その焦点は、ファーム間での比較可能性を高めるような方法で情報をどのように表示することができるかについての提言の策定に当てられることとなります。

IFRS第9号の適用後の影響に関するEBAの報告書

欧州銀行監督局 (EBA) は、IFRS第9号適用後のEUの銀行への影響についての初期観察結果を公表しました。2016年11月と2017年7月に公表された2つの適用前の影響評価を基礎とするこの初期観察は主に、EBAの監督上の報告から抽出されたデータに基づいています。

本報告書の主な所見として、EBAがさらに精査する必要があると考えるいくつかの領域が明らかにされています。これらには、CET1資本に対して観察された影響の発生要因、IFRS第9号における3つのステージの減損モデルの間の移動に使用された定量的・定性的要件、及びIFRS第9号の経過措置の使用についての理解を深めることが含まれます。また、本報告書は、EBAの観点から、継続的な精査及び追加的な作業が必要ないくつかの領域についても識別しています。

新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2018年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、新しい基準及び解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2018年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	適用される会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第17号	保険契約	2021年1月1日	可
IFRS第3号	事業の定義 (IFRS第3号の修正)	2020年1月1日	可
IAS第1号/ IAS第8号	「重要性がある」の定義 (IAS第1号及びIAS第8号の修正)	2020年1月1日	可
さまざまな基準 及び指針	IFRS基準における概念フレームワークへの 参照の修正	2020年1月1日	可 (ただし、すべての修正を 適用する必要がある)
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	可
IFRIC第23号	法人所得税務処理に関する不確実性	2019年1月1日	可
IFRS第9号	負の補償を伴う期限前償還要素 (IFRS第9号の修正)	2019年1月1日	可
IAS第28号	関連会社及び共同支配企業に対する長期持分 (IAS第28号の修正)	2019年1月1日	可
IAS第12号/ IAS第23号/ IFRS第3号/ IFRS第11号	IFRSの年次改善2015-2017年サイクル	2019年1月1日	可
IAS第19号	制度改訂、縮小又は清算 (IAS第19号の修正)	2019年1月1日	可
IAS第40号	投資不動産の振替	2018年1月1日	可
IFRIC第22号	外貨建取引と前渡・前受対価	2018年1月1日	可
IFRS第1号/ IFRS第12号/ IAS第28号	IFRSの年次改善2014-2016年サイクル	2018年1月1日 ただし、IFRS第12号の修正は 2017年1月1日から適用される	IAS第28号-可



2018年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	適用される会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第4号	IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」との適用 (IFRS第4号の修正)	<ul style="list-style-type: none"> IFRS第9号の一時的免除は2018年1月1日以降の会計期間に適用される 上書きアプローチは企業がIFRS第9号を初めて適用する際に適用される 	N/A
IFRS第9号	金融商品	2018年1月1日	可(広範な経過措置を適用)
IFRS第2号	株式に基づく報酬取引の分類及び測定 (IFRS第2号の修正)	2018年1月1日	可
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日*	可
N/A	実務記述書第2号:「重要性の判断の行使」	強制力のないガイダンス (ただし、2017年9月14日の公表日から適用することができる)	不可
IFRS第10号 及び IAS第28号	投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の 売却又は拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の修正)	延期された (もともとは 2016年1月1日であった)	可
N/A	財務報告に関する概念フレームワーク	直ちに適用される	可

* 「IFRS第15号の発効日」の公表を受けて、2017年1月1日から変更

コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書及びそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラントソントン・インターナショナル・リミテッドは、IASBが公表したすべての公開草案及びディスカッションペーパーにコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
公開草案	不利な契約 – 契約履行のコスト	2019年4月15日



Grant Thornton
An instinct for growth™

www.grantthornton.jp

© Grant Thornton Taiyo LLC

"グラントソントン"は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド(GTIL)とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。